

にぎわいが創出しています

●住所=串間市大字西方5500-2 ●FAX=0987-27-3075 ●開館日=平日 午前9時～午後6時
●メール=kushimageinin@kkd.biglobe.ne.jp ●HP=http://kushima-panerp.com/

- ・ わくわくサイクリング in くしま
 - ・ 盆栽秋季展
 - ・ サクラづつみロードをコスモス満開にする運動
 - ・ 一地区秋祭り
- どの事業も多くの人でにぎわいました。
2月にはウォーキング



市民発！にぎわい創出事業

串間の秋を彩ったもの。おいしい食べ物や美しい紅葉だけではありません。「市民発」にぎわい創出事業がいくつかにぎわいという秋を彩りました。今年の採択事業は6件で、そのうち5件がこの秋ににぎわい事業を行いました。

4月の公募開始から審査を経て、採択に至るまで、採択から事業実施に至るまでの準備。各団体が多くの時間を要しながらやっとの思いでにぎわいを果たすことができました。行われた事業をご紹介します。

・ キャンドルナイト in くしま 2015

クラブの事業も実施されます。さまざまなアイデアや想いで、市民自らにぎわいを創る。市民発の事業がこれからも継続し発展していくことで、今以上ににぎわいが増え、活気となり、まちが創られる。それが、私たち市民がやるべき「地方創生」ではないでしょうか。

来年度の公募に向け、「私たちにできること」今日から考えてみませんか。一人でも安心してくださいます。パナップはあなたを応援し、ともに考えます。小さな種は、いつか必ず、大きな花を咲かせます。

皆さん、こんにちは。地方創生特命部長の矢後です。

11月3日、その2日前に、串間駅横にある路面電車内でオープンした、「くしま総合案内所」のオープニング・イベントが「第49回串間市民秋まつり」の開催にあわせて行われました。

この「くしま総合案内所」がある路面電車は、中心市街地の活性化に取り組みする市民団体が「くしままちづくり協議会」が広島電鉄から購入したものであります。

行政としても「くしままちづくり協議会」の方々と連携して、中心市街地の活性化に取り組みしていく必要があり、その取組の一環として、「くしま総合案内所」を路面電車内でオープンすることになりました。

それにあわせて、県立福島高等学校の生徒さんの提案をベースに、串間市菓子組合の皆さんの協力をいただき、地元食材の甘藷ときんかんを使った2種類のスイーツを販



地方創生特命部長 矢後雅司の部長日記

11月1日、串間駅横にある路面電車内に「くしま総合案内所」がオープンしました!



オープニングイベントの様子

売りました。多くの方々に食べていただき、大変好評だったと思います。

これまでの観光案内所は、目立つ場所になかったため、市民でさえどこにあるかわからなく、観光客が集まる土日・祝日に開いていないなど、さまざまな課題があります。

この「くしま総合案内所」が新設されたことにより、観光案内、移住相談の充実を図るとともに、訪れる方へのおもてなし・サービスの向上に向けて、市民ボランティアの皆さんと人型ロボット「ペッパー」と共に力を合わせ、串間の魅力発信に努めていきたいと思っております。

子育て支援情報

平成28年度保育所入所申込を受け付けています。

入所受付は、平成28年1月15日(金)までです。



入所施設について

串間市では、保育所と幼保連携型認定こども園への入所が可能です。

入所できる条件について

入所できる施設については、支給認定により異なるため【表1】と【表2】をご確認ください。

保育所は、2号認定もしくは3号認定を受けた児童が入所できます。

幼保連携型認定こども園は、1号から3号までいずれかの認定を受けた児童が入所できます。

入所申込について

入所は毎月1日付となります。入所申込は、次のとおりです。

- 4月入所の受付期間=平成28年1月15日(金)まで
- 5月以降の受付期間=入所希望月の前月20日まで
- 受付場所

- ・1号認定=幼保連携型認定こども園
- ・2号認定、3号認定=福祉事務所こども政策係

提出書類について

申込に必要な書類は、次のとおりです。1号認定の方は、認定こども園に直接書類①を提出してください。2号認定、3号認定の方は、書類①②③④⑤を福祉事務所こども政策係に提出してください。⑥、⑦については該当者のみ提出となります。すべての書類は福祉事務所こども政策係で配布しています。

- ①支給認定申請書
 - ②保育所等利用申込書
 - ③就労(内定)証明書もしくは保育利用事由証明書
【表3】で、該当する書類を確認ください。保護者1人につき1枚提出してください。
 - ④保育料納付誓約書
保育料に関する事項について確認していただき、署名、押印をお願いします。
 - ⑤保育所入所申込確認書
保育所入所に関する事項について確認していただき、押印をお願いします。
- 以下は該当者のみ提出をお願いします。
- ⑥保育料を算定する書類
平成27年1月1日時点で住民登録が串間市外の場合は、住民登録のあった市町村から『平成27年度市町村住民税課税証明書』を取得し、提出してください。
 - ⑦第3子以降保育料軽減申請書
世帯員の18歳未満の養育をしているお子さん全員を記入して提出してください。

入所決定について

1号認定の方については、認定こども園が入園の内定を出します。2号認定、3号認定の方については、市が入園の内定を出します。

提出書類の審査などを行った後、保育の必要性が高い児童から、保育所等の定員などに応じて順次決定します。提出書類の不備や不足の場合は、入所審査対象外となります。期限内に、書類をすべてそろえて提出してください。

◎問い合わせ先

福祉事務所こども政策係 ☎72-0333(内線506、507)

表1 認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象
1号認定(教育標準時間認定)	認定こども園(幼稚園機能)	満3歳以上の子ども
2号認定(3歳以上保育認定)	標準時間(最長11時間)	保育所(園)認定こども園(保育園機能)
	短時間(最長8時間)	
3号認定(3歳未満保育認定)	標準時間(最長11時間)	
	短時間(最長8時間)	

表2 2号または3号認定を受ける場合、父母ともに下のいずれかに該当することが必要となります。

	保育の必要な事由	保護者の状況
1	就労	月60時間以上の労働に常態的に従事している場合
2	妊娠・出産	母が出産前後である場合
3	疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合
4	介護等	親族(長期間入院等をしている親族を含む)を常時介護または看護している場合
5	災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊等を受け家庭で保育ができない場合
6	求職活動	求職活動を行うもしくは継続的にしている場合
7	就学	就学中の場合
8	虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがある場合
9	育休取得中で保育利用中	育休休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
10	その他	上記に類する状態として串間市が認める場合

表3 保育の必要な事由により必要書類が変わります。

	保育の必要な事由	必要書類	添付書類
1	就労	就労(内定)証明書	
2	妊娠・出産		母子手帳(予定日もしくは出産日の分かるページ)の写し
3	疾病・障がい		診断書(疾病の場合)、障害者手帳の写し(障がいの場合)
4	介護等	保育利用事由証明書	介護保険証の写し
5	災害復旧		
6	求職活動		
7	就学		在学証明書
8	育休取得中で保育利用中	就労(内定)証明書	